

## 第45回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時:平成23年12月6日(火) 14:30~16:30

2. 場 所:内閣府庁舎3階特別会議室

3. 出席委員:山本委員長、石川委員、伊集院委員、遠藤委員、大河内委員、  
中野目委員、長岡委員、野口委員、平澤委員、渡邊委員

### 4. 議事概要

(1) 事務局から「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針フォローアップ」及び「独立行政法人の制度・組織の見直しに係る検討」について報告を行った。

(2) 独立行政法人国立公文書館に関して「平成 23 年度上半期業務執行状況」及び「平成 24 年度予算概算要求状況」について報告が行われた。

(3) 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構に関して「学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の設立及び独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散」及び「平成 23 年度業務執行状況」について報告が行われた。

また、「中期目標期間の業務実績に関する評価の取扱い」について委員会として了承した。

(4) 独立行政法人北方領土問題対策協会に関して「平成 23 年度上半期業務執行状況」及び「平成 24 年度予算概算要求状況」について報告が行われた。

(5) 独立行政法人国民生活センターに関して「平成 23 年度上半期業務執行状況」、「平成 24 年度予算概算要求状況」及び「国民生活センターの在り方の見直しに関する検討状況」について報告が行われた。

また、「中期計画の一部変更」について委員会として了承した。

(6) 事務局から「評価委員会等の今後の開催予定」について説明を行った。

### 5. 議 事

○山本委員長 定刻でございますので、ただ今から第 45 回内閣府独立行政法人評価委員会を開催いたします。

平澤委員はこれから遅れて見えますけれども、本日の委員会は定足数を満たしておりますので、有効に成立していることを確認させていただきます。

それでは、お手元の次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、まず初めに事務局から最近の独法をめぐる動きについての現状報告をいただきます。その後、各法人に関する上半期の業務執行状況、平成 24 年度予算の概算要求状況の報告、そして、11 月に解散いたしました沖縄機構の中期目標期間業務実績評価の取扱いについての御確認をいただき、さらに、国民生活センターに関しましては中期計画の一部変更について御審議を賜ることを予定しております。

それでは、最初に事務局から最近の独法をめぐる動きにつきまして現状報告をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○池永政策評価広報課長 それでは、私から、まず最初に独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針フォローアップについて御説明いたします。

資料 1 をご覧下さい。

独立行政法人改革につきましては、行政刷新会議主導の下、抜本改革の第一段階として事務・事業見直しの基本方針をとりまとめ、平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定しております。基本方針につきましては 2 月の評価委員会で御紹介をしております。その後、その基本方針の中で各法人について別表で示されていたのですけれども、各法人に対して講ずべき措置についてフォローアップがなされて、9 月 15 日の行政刷新会議に報告されております。

資料 1 は 9 月 1 日時点での実施状況についてまとめたものでございます。下に大きな番号で通し番号が付いておりますが、3 ページ～ 6 ページまでが、各法人につきまして事務・事業、講ずべき措置、実施時期、具体的内容、これは基本方針の内容でございまして、それに対してどのように措置したか、措置内容・理由等というものを書いたものでございます。各法人につきましては、すべて具体的内容について実施済みか実施中ということになっております。

抜本改革の第一段階は事務・事業の見直しだったのですけれども、第二段階として、独法の制度・組織の見直しを行政刷新会議で進めることとしています。9 月 15 日の行政刷新会議で、独立行政法人改革に関する分科会が設置されて、分科会の下に更にワーキンググループも設置されて議論が進められております。現在大詰めでございまして、今後開催される分科会で報告書がとりまとめられて、年内に行政刷新会議で報告、決定、更に閣議決定を目指していると聞いております。

ということで、今、大詰めということで、まだ確定はしていませんのですけれども、おおよその内容ということで御紹介したいと思います。

資料 2 をごらんください。

1 ページ目に「制度・組織改革について」という 1 枚紙がございます。改革の主要な論点は、一番上の○に「現行独法制度の問題点」と書いてあるように、組織規律、財政規律、目標・評価、透明性・説明責任、これらが改革の主要な論点となっております。

ここで矢印が分かれて「制度の見直し」「組織の見直し」となっているのですが、制度の見直しについては「事務・事業の特性を踏まえて類型化、最適なガバナンスを構築」としています。その下の○でいろいろ書いてありますように、監事機能の強化だとか内部管

理体制の構築といったことが言われていまして、また、制度の見直しの中で特徴的な点は主務大臣の権限、責任の強化といったことがございます。

この下の通しページの5ページをご覧くださいなのですが、これは論点の整理の中で「3. 実効性・中立性を確保した目標・評価の仕組みの見直し」というところがございしますが、そこの(1)で「評価主体の見直し」とございます。独立行政法人は、その評価主体は府省の評価委員会、また、政独委だったわけなのですけれども、それが新たな制度の下では主務大臣に変更されるということでございます。

また、その評価については、昨年こちらの評価委員会でも評価基準が各省でばらつきがあるというようなことを御報告したことがあるのですけれども、今後評価の評語とか基準について府省横断的に統一性を持たせるといったことも言われております。

また、(2)で「中立性・公正性」とあるのですが、主務大臣が評価するということになると、お手盛り評価にならないように、第三者機関を制度所管府省、現時点では総務省のイメージでございすけれども、に設置して主務大臣の対応を点検すると言っております。

もう一度1ページ目にお戻りいただきたいのですが、組織の見直しにつきましては「事務・事業の内容に応じた法人の再編・整理」とあります。考え方としましては、これまでの独立行政法人という法人制度は廃止する、今の独法については民営化できるものとか、国に移管するものとか、あと、国の判断と責任の下で確実、正確な業務執行をするようなものといったものを整理して、それ以外のものについて類型化してそれにふさわしいガバナンスを構築すると言っています。

この通しページの9ページ～12ページについてでございますけれども、ここで類型と言ったときに、イメージとして研究開発法人だとか文化振興法人、大学連携法人等々7つほど示されております。ただし、9ページの最初のところにありますように、必ずしも今の独法がこの類型にすべて当てはまるものではございませんで、ここで示された類型に属さない法人であっても共通のルールの下、一定の自律性を持った体制と整理されております。

では、内閣府所管の法人についてはどうなのかというのは通し番号の14にございます。これは各ワーキンググループからの中間報告という形になっておりますけれども、今、申し上げましたように、まだ、現在検討中ですので、公表されたものの中で一番新しいものについて示しています。

これは、まず内閣府の所管の中で国立公文書館なのですけれども「法施行後の5年後の見直しに合わせて、特別の法人化を含めた検討」とありまして、現在議論されているポスト独法の制度とはまた別の検討、切り離して別途の検討となるというような見通しが示されております。

次に北対協でございます。この中間報告段階では「具体的にいかなる組織形態が適切か引き続き検討」とありますが、この北対協は今般の組織・制度見直しによる新たな制度の法人となる見通しでございますけれども、ただ、先ほど示されたような類型については、

どこの類型にも属しがたいということで、それについては共通のルールが適用されるという見通しが出ております。

沖縄機構については 11 月に解散ということになっておりますが、一方で今後も国からの補助は行われる見通しでありますから、大学の自律的な規律に加えて、内閣府との協議会だとか、予算執行状況の報告の義務付けなど規律の確保を担保するということが示されております。

国民生活センターにつきましては、消費者庁との一元化を見据えた見直しがなされるという見通しでございます。

以上が御報告でございますが、これらの個別の法人に関して何か御質問ということでございましたら、今後、各法人のセッションのところで御質問をいただければと思います。

私からの御報告は以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ということでございまして、皆様各分科会に属しておられて、その分科会の対象法人に御関心がおありだと思っておりますけれども、個別の各論の話は後の議事の中で適宜御質問、コメント等を出していただくことといたしまして、ただいま御説明いただいた内容の総論的な部分について何か御質問あるいはコメント等ございましたら御発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

特に御質問ございませんでしょうか。

そうしましたら、また、この後の各論的なところで、何か御質問がありましたらお出しいただく、あるいは場合によってはそのときにそれと絡めて総論的なことについても御発言があればよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次の議題でございますが、各法人ごとの案件でございます。

まず、最初は国立公文書館関係であります。

では、国立公文書館から上半期の業務執行状況と平成 24 年度の概算要求の状況につきまして御報告をお願いいたします。

○高山公文書館長 国立公文書館の高山でございます。

それでは、国立公文書館の上半期の執行状況並びに来年度の概算要求につきまして御報告を申し上げますが、それに先立ちまして一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

先生方には大変御多忙の中を本委員会のためにお集まりいただきまして厚く御礼を申し上げます。本年は、私ども国立公文書館にとりまして館の創設 40 周年でございまして、併せまして当館と大変縁の深いアジア歴史資料センターが創立されて 10 周年という 1 つの節目の年を迎えたわけでございますが、こうしたタイミングで公文書管理体制の基本をなしますいわゆる公文書管理法、公文書等の管理に関する法律が 4 月 1 日を期して施行されるに至りました。

そこで、先生方の御指導もちょうだいしながら全館が一丸となって遺漏のない十全な実施に取り組むよう努力を重ねているところでございます。また、そういう非常に画期的な年に御案内のごとく3月に未曾有の人的、物的な被害をもたらしました東日本大震災が起きました。その結果、膨大な被災公文書が発生したわけですが、その被災公文書の修復支援事業等の関連の取組みを国立公文書館として積極的に現在も行っているところでございます。

これらの具体的な事柄に関しまして、この後、担当者から個別に御報告を申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。簡単でございますが、私のごあいさつに代えさせていただきます。

○平野アジア歴史資料センター長 アジア歴史資料センターから一言ごあいさつ申し上げます。

アジア歴史資料センター、略称アジ歴は数日前の11月30日に設立10周年を迎えました。10周年記念シンポジウムを11月の18日午後開催いたしましたところ、盛会裏に成功をもって終えました。中国、韓国、ヨーロッパからの参加者の発言やマスコミの記事もアジ歴の業績に好意的でありまして、今後への期待も大きいことが表明されました。

公文書管理法の施行、デジタル化の一層の発展という環境の変化に応じまして、アジア歴史資料センターはアジア歴史資料データベースの充実とそれを通じた歴史研究の発展と歴史理解の促進のためにサービスを今後も続けていきます。その努力と工夫を重ねていく所存であります。

評価委員会の先生方を初め関係各位の一層の御指導、御支援をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○市川公文書館次長 国立公文書館次長の市川でございます。

それでは、上半期の業務執行状況につきまして御説明をさせていただきます。

今年度は、先ほど館長等からお話ございました公文書等の管理に関する法律、いわゆる公文書管理法が全面施行された年でございます。この公文書管理法によりまして行政文書に関する統一的な管理ルールが法令で規定され、移管か廃棄かをできるだけ早期に設定するレコードスケジュールが導入されております。また、歴史資料として重要な行政文書ファイルはすべて移管するということがされております。さらに、国民の権利としての利用請求権の新設と異議申立て制度が整備されております。

国立公文書館の機能強化といたしましては、専門的助言制度の拡充や研修・実地調査制度が新設されまして、独立行政法人等の、いわゆる法人文書の移管が可能になってございます。更には、先ほど御紹介もございましたように、国立公文書館創立40周年、あるいは独法化の10周年、アジ歴の開設10年の記念の年でもございました。

そこで、これらに関連する業務を中心に報告をさせていただきます。

まず、1ページ「(1)体制の整備」でございますけれども、公文書管理法施行に伴いまして8名の増員が認められました。これらを採用、配置するとともに、企画官及び利用請

求に対応するために利用審査室の新設等を行いまして体制の整備を実施しております。

また、(2)のii)でございますけれども、行政機関から提出された平成23年4月～平成24年2月までに保存期間の満了する行政文書ファイル(72機関約20万ファイル)につきまして、保存期間満了時の措置の設定に対して精査を行っております、いわゆるレコードスケジュールでございます。

なお、10月以降提出されました平成25年3月までに保存期間が満了する約243万ファイルにつきましては、現在精査を実施中でございます。

次に、4ページでございます。4ページii)利用請求の関係でございますけれども、利用請求を受けての要審査文書の審査が754冊でございます。審査の結果、公開としたものが364冊、部分公開としたものが390冊でございます。30日以内に利用決定したものの内訳につきましてはそこに書いてございます内訳のとおりで、ご覧いただければと思います。

次に5ページでございます。vi)展示会の関係でございますけれども、国立公文書館創立40周年を記念いたしまして、春の特別展「歴史と物語」のほか、魅力ある展示の実施を図る観点から従来の常設展に代えて月替わりの連続企画展を実施しております。

次に、8ページの「ハ」でございます。

3月11日に起きました東日本大震災によりまして被災した地方公共団体におきまして、専門的助言制度の一環といたしまして被災公文書等の修復支援を行うための取組みを実施しております。具体的には、岩手県の宮古市におきまして9月の12日～30日までの19日間、市民8名の方を非常勤職員として雇わせていただきまして、汚れたりカビが生えたりしてきている公文書を修復するための研修を行い、被災地での人材育成のパイロット事業を行っております。

なお、今年度の第3次補正予算におきましてこの修復支援事業の予算をいただきましたので、今後数か所で実施する予定としております。

次に、9ページでございます。「⑤国際的な公文書館活動への参加・貢献」でございますけれども、第10回国際公文書館会議東アジア地域支部の総会及びセミナーの東京開催について準備を進めてまいりましたけれども、去る11月の15日～18日まで東京で行いまして、成功裏に終了しております。

次に11ページ、研修の関係でございますが、各府省へ出向いての府省別研修のほか、非現用文書管理を中心とするアーカイブズ研修及び現用文書を中心とした公文書管理研修を実施し、現在1,228名が受講してございます。

次に13ページの①でございます。先ほどセンター長からごあいさつがございましたけれども、近現代の我が国とアジア近隣諸国等との関係に関わる歴史資料として重要な我が国の公文書等をインターネットを通じて提供しているアジア歴史資料センターが行っている「アジア歴史資料データベースの構築」でございますけれども、今年度末2,439万画像の目標に対しまして現時点で2,290万画像を公開してございます。

次に②でございますけれども、アジア歴史資料センター開設 10 周年を記念いたしまして、去る 11 月 18 日にドナルド・キーン・コロンビア大学名誉教授の基調講演を初めとしたシンポジウムを開催してございます。

最後に 16 ページでございますが「2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」でございますけれども、事務・事業の見直しに基づきましてアジア歴史資料センター事務所の移転等効率化、合理化に関する事項を着実に実施してございます。

以上、簡単でございますけれども上半期の業務執行状況について報告させていただきました。ありがとうございました。

○大津公文書館総務課長 それでは続きまして、総務課長の私から平成 24 年度の概算要求につきまして御説明を申し上げます。

資料の 4 をごらんいただきたいと存じます。

平成 24 年度の国立公文書館の予算につきましては、大きく分けて 3 つございます。1 つ目が国立公文書館運営費交付金、2 つ目は国立公文書館施設整備費補助金、そして 3 つ目が、今年度の特例といたしまして、被災公文書等修復支援事業費補助金、以上 3 件でございます。

まず、最初の黒まるの運営費交付金でございます。

こちらは、館が年間に各種事業を実施する際に必要とする事業費、館の運営に必要な経費でありますところの管理費、そして、館の役職員に必要な経費であります人件費とから成っておりますが、これらは第 3 次中期計画の中の算定ルールに基づきまして算定をいたしております。来年度は現下の厳しい財政状況の下、事業費と管理費につきましては前年度予算の 3.4% を削減しての要求となりました。

次に 2 つ目の黒まるの施設整備費補助金でございます。

こちらは、北の丸公園に所在しております本館建物の耐震診断を実施しました結果、耐震補強が必要であるとの判断を踏まえまして、本館建物の耐震改修工事を行うための経費でございます。24 年度はその 3 年計画の最終年度となっております。建物本体の補強工事を実施することといたしております。

次に 3 つ目の黒まるの被災公文書等修復支援事業費補助金でございます。

こちらは、ただいま、館長から、また、次長の御説明いたしました今年度の上半期の業務執行状況の中でも触れましたように、先般の東日本大震災による津波災害により被害を受けた被災市町村の公文書の保全、保存を図るために、その修復支援事業を今年度の第 3 次補正予算を使用して実施するものと併せまして、24 年度においても引き続き実施するに際し必要な経費としまして、予算の通常枠とは別の復旧・復興枠を活用いたしまして、修復支援事業費補助金として約 8,300 万円を要求いたしております。

全体といたしましては、一番下の黒まるのところになりますが、概算要求額といたしましては運営費交付金などの 3 項目を合わせまして約 23 億 8,500 万円、トータルで対前年度比 0.1% の増額で要求をいたしております。

続いて、2枚目をごらんいただきたいと存じます。

表は、ただいま御説明を申し上げましたものを収入と支出で区分したものでございます。また、表の下のところの来年度の増額経費といたしまして7項目を新規要求、あるいは拡充しての要求といたしております。

まず、1点目でございますが、館では所蔵しております歴史公文書についてはこれまでその保存の観点からマイクロフィルムによる複製物を作成してまいりました。昨年度、有識者の方々からの御提言を受けまして、保存状態が比較的良好な歴史公文書については、現資料から直接デジタル化を行い、新たに複製物としてデジタル化保存を行うことといたしました。その保存経費を要求いたしております。

2点目といたしまして、館の体制整備のための公文書専門員増員のための経費でございます。現在、本館とアジア歴史資料センター双方でそれぞれ運用しておりますデジタルアーカイブについて、そのシステムの連携統合を行うに際しての諸課題の検討を行うため、担当する非常勤の専門員を1名、また、新たな公文書管理制度の下において、移管文書の増加に伴いまして移管された時点で既に修復措置を必要とする文書の増加も見込まれますので、修復に係る専門的な知見を有する非常勤の専門員1名、計2名の公文書専門員の増員を要求いたしております。

3点目といたしまして、国際的な公文書館活動への参加、貢献経費としまして、4年に1度開催される国際公文書館会議（ICA）の大会が来年度はオーストラリアのブリスベンで開催されることが決定しておりますので、館といたしましてもその大会に参加するために必要な経費を要求しております。

4点目といたしまして、公文書館のLANシステムについて、来年7月にそのリースの契約期間が満了いたします。館の業務を引き続き適切に遂行していくためにも新たな機器への入れ替えと新システムへの更新を行うための経費を要求いたしております。

5点目といたしまして、公文書管理法の施行に伴いまして、今後、各府省からの移管文書の増加とともに、新たに独立行政法人や司法府からの文書の移管も本格化していく中、現在、つくば分館の書架の配架状況が既に6割を超えております。このまま推移いたしますと、分館の書庫もあと数年で飽和状態になることが想定されますので、つくば分館の用地内に新しい書庫を増設する際に必要となります事前の基礎調査を行うための経費を要求いたしております。

6点目は、先に御説明申し上げました本館建物の耐震改修工事に必要な経費でございます。

7点目は、こちらも既に御説明いたしました震災関係の被災公文書の修復支援事業を実施する経費の要求でございます。

全体といたしましては、トータルで約175万円ではありますが、対前年度比では0.1%の増額要求で、現在財政当局にお願いをいたしております。

概算要求関係の内容は以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの業務執行状況、それから概算要求の御報告につきまして何か御質問等御発言がありましたら、よろしくお願ひいたします。

特によろしいでしょうか。

先ほどの独立行政法人の制度・組織改革について、公文書館関係で何か御質問等ございましたらそれも一緒に承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、中野目委員。

○中野目委員 せっかくの機会ですので1つだけ。

いろいろな概算要求や何かでたくさんの事業を計画されていて、また、大震災に應ずる復旧事業にまで積極的に関わっておられるわけですけれども、最初の前半期の業務執行状況のところに関して、1ページ目(2)のii)です。保存期間満了の行政文書ファイルの見直しの問題があって、これは新しい法律の下での機能ということになると思うのですが、1つは内閣府、要するに所管課に対して意見を申し述べて、その後どういう手続で、あるいはどんなふうになるのか、なったのか、なりそうなのかということ。

それから、ここには精査という言葉が2つ出てきます。とりあえず20万ファイル、あるいは平成25年3月までに243万ファイル、これは精査というニュアンスと若干イメージがずれるような気がするのですが、どんな形で行っているのかということをお伺いしたと思うのですが、いかがでしょうか。

○山本委員長 公文書館の方からお願ひいたします。

○市川公文書館次長 基本的には各府省からいわゆる行政文書ファイル管理簿を出していただいて、各府省側で移管しますよ、あるいは廃棄しますというふうに決めてくるわけですけれども、それが、私どもとして正しいかどうか、チェックさせていただいている。要するに、各省としてはこれは廃棄したいというファイルがあるわけですけれども、私どもの一定の基準にのっとってチェックしていくと、例えば審議会の議事録とか関係資料を各省としては廃棄したいと言ってきたけれども、私どもとしては審議会の資料は移管すべきものなので、これは廃棄ではなくて移管にしてくださいということを各省に対して回答する。その意見が大体通っていると思いますけれども、最終的には、では、移管しましょうということになっています。そういう感じで事務を進めています。

○山本委員長 中野目委員、よろしいですか。

後半の243万ファイル、こちらの方は同じ御回答ということになりますか。

○市川公文書館次長 ええ。結局20万ファイルと同じことを繰り返している。ただ、それを例えばいつまでと言え、ここ数年をかけて過去のすべてのファイルについて終わらせたいという希望は、私どもは持っております。

○山本委員長 何か更に追加で御質問ございましたら。

○中野目委員 そういうことだろうと思うのですが、つまり悉皆的調査をしている

というニュアンスでしょうか。

○市川公文書館次長　そうです。すべて出してもらってすべてチェックしております。

○中野目委員　ただ、勿論これは件名や内容までは入り込めるわけではないので。

○市川公文書館次長　ファイル名から大体推測して、疑問があれば当然そのものを見に行ったりとか、見せてもらったりとかはしているはずでございます。

○中野目委員　精査というのはどうかなという感じがちょっとしたものですから伺ったわけです。

以上です。

○山本委員長　公文書管理課長から何かございますか。

○岡本公文書管理課長　本件ではないのですが、先ほど広報課長から御説明がありました行政刷新会議の議論につきまして、資料の2の14ページの「第1ワーキンググループ中間報告」につきまして補足をさせていただきたいと思えます。

公文書管理法におきまして、議院修正であります。法施行後5年を目途としての見直しの検討を行うという規定が付則に盛り込まれておることございまして、その見直しを行うに当たりましては、法の施行状況等を見た上で、組織の在り方を含めまして検討するとなっております。その中には司法府、立法府との関係ということで、行政機関だけでなく、三権の文書をどうしていくのかということまで検討することとなっております。そういう意味で、他の法人とは異なりまして、慎重な検討を5年間をかけて行うようにということで、国会でも法律上明記していただいておりますので、それを踏まえた上で、現行の独立行政法人制度は、先ほどちょっと説明がありましたけれども、独法制度そのものは通則法自体を廃止する可能性が高いわけなのですけれども、国立公文書館に限っては、特別に5年間のこの見直し期間中は現行のままということでありまして、この間、今年の4月から施行されております公文書管理の仕事に全力投球をしながら、実際に運用してみて、検討を慎重に司法、立法府のものを含めてやっていきますということでありまして、その検討の結果どうなるかにつきましてはその検討の結果を踏まえて決めるということになっております。

以上です。

○山本委員長　どうもありがとうございました。

中野目委員からの御指摘の点につきましては、また、春に、23年度の業務執行実績の評価基準などをお決めいただくことになると思えますし、また、夏には公文書館の分科会で、この項目につきましても、今提起いただいたような点も含めて更に深掘りした議論を続けていただければと思います。

また、公文書館の組織の問題についてはただいま御紹介があったとおりで、先ほどの行政刷新会議のワーキンググループの中間報告にも「特別の法人化を含めた検討」を謳ってございますので、その点につきましても更に私どもとしても見守りたいと思えますし、また情報があれば適時に情報をお出しいただければと思います。

それでは、ほかに特にございませんようでしたら、時間の配分もございましたので公文書館関係につきましては以上にさせていただきたいと思っております。

引き続き「学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の設立及び独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散について」「平成 23 年度の業務執行状況及び中期目標期間終了に伴う実績評価の取扱いについて」御審議をお願いしたいと思います。

まず、機構の方から解散及び平成 23 年度の業務執行状況につきまして御説明をお願いしたいと思います。

○久保沖縄学園副学長 それでは、資料の 5 と資料の 6 をごらんいただきたいと思います。

まず、資料の 5 でございますけれども「学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の設立及び独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散について」でございます。

これにつきましては、予定どおり 10 月 24 日に文部科学大臣によりまして学校法人の寄附行為及び大学設置の認可をいただきました。そして、10 月 31 日に沖縄科学技術大学院大学学園法の施行期日を定める政令公布等々ございまして、11 月 1 日に大学として、学園として成立をしております。併せて独立行政法人の方は解散をいたしております。

できあがりしました大学の概要は次のページ、2 ページをごらんいただければと思います。

大学院大学といたしましては、2 ページ目の下のところでございますけれども、学際的な 1 つの研究科（科学技術研究科）、そして、専攻は科学技術専攻 1 つだけとなっております。5 年制の博士課程で、50 名規模の教授陣で毎年 20 名の学生を受け入れるということとしております。

教育研究は英語で行い、学生、教員の半数以上は外国人となるという準備を今、進めておりまして、学生は来年の 9 月から受け入れる予定で既に準備を進めております。

教員は現在 46 まで確保しているという状況でございます。

4 ページ目が新しい学園の組織図でございます。学園は理事会が最終の意思決定機関でございまして、そして、評議員会がカウンセラーとしてございます。その下に学長と理事長が執行役としてあるという構造でございまして、理事会の議長と学長は別の人という構造になっております。そういうチェックアンドバランスになっております。

その下にプロボーストと研究科長、副プロボーストという教務系、それから、4 人の副学長が事務を分担して担当する、こういう体制をつくり上げております。

続きまして、資料の 6 をごらんいただきたいと思います。10 月末までの業務の執行状況につきまして御報告させていただきます。

まず 1 番目でございますけれども、私どものところの研究員数の推移でございますが、10 月 31 日現在で 45 人の主任研究員、研究ユニットというものを立ち上げることができました。

それから、2 番目の研究設備でございますが、大型の研究設備、ここに 5 件ほど挙げておりますけれども、これにつきまして既に 3 つの装置については納入済みでございまして、残りの 2 つにつきましても導入に向けた準備を進めました。

2 ページ目をごらんください。

3 番目でございますが、共同研究でございます。23 年度は 10 月 31 日までという、まだ年度末にはなっておりませんが、22 年度と比較しまして 28 件から 41 件と共同研究は順調に増加しております。また、私どもは研究設備をコモンリソースとして共有化を図るということをしておりますけれども、コモンリソース諮問委員会において議論して優先順位を決定する。また、研究機器に対して担当者を選任するという形で責任を持って共有化を図るという体制を整えております。

5 番目、沖縄県が実施する「知的クラスター形成に向けた研究拠点構築事業」でございますが、2 件のテーマが新たに採択されたところです。

6 番目、研究者の評価の件でございますけれども、これにつきましては、今年上半期が大学院大学の設置準備、それから教員採用活動で教員のコミットメントを求めておりました関係で若干評価のスケジュールを後半に遅らせてまして、学校法人移行後に 4 件の評価をすることとしております。

7 番目、研究者の採用ですけれども、この前期の間に 19 名の主任研究員を新たに採用しました。概要は 3 ページでございます。それぞれ年齢の幅、それから、生命科学と物理学のバランスをとって採用したところでございます。

4 ページ目をごらんください。

9 番のところでございます。成果の普及及びその活用の促進でございますけれども、これはまだ 10 月の末の段階であります。論文数で 56、学会発表数で 127、大体昨年度と同じペースでございます。特に、佐藤ユニットがサンゴの全ゲノムの解読に成功したという Nature の記事はかなりインパクトがございまして、いろいろなところで取り上げられております。

11 番の知的・産業クラスター形成ですけれども、フォローアップ会議を 6 月に開催しまして、県内関係機関と意見交換を行ったところでございます。

5 ページ目をごらんください。12 番、研究員、学生の交流ですけれども、短期の準研究員は 22 年度と比べまして 12 名と増えておりました。うち外国人が 9 名と、外国における知名度が大分浸透してきたかと思っております。

それから、国際コース、ワークショップ、セミナーも順調に開催しておりました。国際コース、ワークショップが 8 回、セミナーが 36 回となっております。特に、キャンパスがオープンいたしましたので、キャンパスの研究施設を利用したコースというのを初めて開催したところでございます。これは高く評価をいただきました。

6 ページ目をごらんください。

14 番でございます。沖縄振興策における人材育成の関係ですけれども、琉球大学との共催によりまして 9 月 23 日～25 日にかけてアジア・太平洋地域の学生の参加による国際的な交流フォーラムを開催しました。沖縄県内からの 4 名を含めまして 34 名の学生に参加をいただいたところです。

それから、「<4>大学院大学の設置の準備」の関係でございますけれども、ここは順調に推移しまして、15番の関係では、10月24日付で文科大臣より学校法人の寄附行為、大学設置の認可をいただいております。

規程関係につきましては、今年の6月にタスクフォースを設置しまして、この学園にふさわしい規程類の整備というものを進めました。

7ページ目をごらんください。

いよいよ大学院生の受け入れということになるわけでございますけれども、18番でアドミッション・ポリシーを策定し、19番で、現在受け入れの準備を本当にまさに進めているところですが、その前段階としまして短期準研究員の採用ですとか、広報資料、学会などでのプレゼンテーション、留学フェアへの出展、それから、メーリングリストの整備など、その準備段階をこの前期で行っております。

それから、7ページの後半の「効果的な広報、情報の発信」関係でございますけれども、ウェブサイト、一般見学者の受け入れ、それからロゴマーク等々については順調に整備をしたところ、また、受け入れを促進したところです。

8ページをごらんください。

「管理運営業務の効率化」ですけれども、私どものところでは、24番、ERPというもの導入の準備をしまして、11月から、もうこれは動かしておりますけれども、会計、学務、人事・給与の各システムについて電子的に発注から納入までが一貫してできるシステムを導入したところです。

それから、25番でございますけれども、運営委員会の開催経費を含む経費の抑制でございます。この運営委員会の開催経費につきましては電話会議システムの活用などによりまして、第12回の開催経費は800万でございましたけれども第13回は340万と大きく削減することができました。勿論、電話とかインターネットを使っておりますので、経費削減によってコミュニケーションが図れないというわけではございません。

「<7>予算の適性かつ効率的な執行」でございます。26番のところですが、建設、施設に関する予算検討委員会を計画どおり開催をして、予算執行状況の定期的な点検を行っております。

入札・契約関係ですけれども、競争性のある契約が136件、90.1%となっております。それから、11月に会計検査院から以前に契約した委託契約の人件費の積算で計算間違いの指摘がございました。これを受けまして、私どものところはコンプライアンス担当の副学長もありますし、内部のコンプライアンスセクションを新たに設けまして、その再発防止策に取り組んでおります。

9ページをごらんくださいませ。

「<9>給与水準の適正化」ですけれども、これは計画に基づき、引き下げをしております。

また、「保有資産の有効活用」「効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化」

は計画どおり推進をしております。

10 ページをごらんください。

財務内容の改善の関係では、やはり外部資金をどう取ってくるかということです。外部資金の獲得状況、36 に表で表させていただいております。23 年度は 2 億 8,000 万と増えているところでございます。

13 番、施設・設備関係は、工事関係は順調に進んでおります。

組織の関係は先ほど御説明しましたので省略させていただきまして、11 ページ以降が「社会的責任を果たすための取組」でございます。これはいろいろな規定がございますけれども、その規定にそれぞれ沿う形で研修会、規程の整備などを進めております。

特に 12 ページの 45 番ですけれども、私どもの目的の中に沖縄の自立的発展に寄与するというのがございますので、沖縄でこども科学教室・講演会などについて積極的に開催をしているという状況でございます。

駆け足でございますけれども、説明は以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして御質問等ありましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

そうしましたら、これは法人としてはもう学校法人化により廃止されたということですが、余後効として我々評価委員会の業務は更に続くこととなります。そのことに関連して中期目標期間終了に伴う実績評価を行わなければなりません。その作業の具体的なやり方につきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○池永政策評価広報課長 独法の通則法によりますと、法人は中期目標期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされております。本日お諮りいたしますのは、これまで評価委員会決定によって中期目標期間終了時の事務につきましては委員会と分科会の役割分担でこの評価委員会が行うこととされているのですけれども、仮評価のときと同様に、まず担当分科会において原案を作成していただいて、それを評価委員会の審議の上で決定いただくという手順でよろしいかお諮りしたいというのが 1 点目でございます。

2 点目は評価を行う様式でございますが、資料 7 をごらんいただけますでしょうか。この資料 7 の中期目標に係る業務実績に関する評価表という様式ですが、これは夏の評価委員会で仮評価で使用した様式と基本的には同じものでございます。この様式によって本評価も行うこととしてよろしいか、この 2 点をお諮りしたいと思います。よろしくお願いたします。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

従来から今回の沖縄に限らず中期目標期間終了時の事務につきましてはこのような形で委員会と分科会とで役割分担をして行ってきたということ、それを踏襲したいということでございます。

そういう運びでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのように承認されたものと取扱わせていただきます。平澤分科会長初め分科会の委員の皆様には御苦勞を更にお願ひすることになります、よろしくお願ひいたします。

また、法人の方も新たなスタートを切られたわけですから、是非頑張っていただきたいと思ひます。

○池永政策評価広報課長 ありがとうございます。

○山本委員長 それでは、時間も限られておりますことから、沖縄関係は以上とさせていただきますと思ひます。

続きまして、北対協の關係に移らせていただきます。

北対協の23年度上半期の業務執行状況と平成24年度の概算要求につきまして御報告をお願ひしたいと思ひます。

新たに人事もあつたようでございますので、ご挨拶を頂いた後、御報告をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○幸田北方対策本部審議官 内閣府の北方対策本部の審議官を拝命いたしました幸田と申します。御世話になります。よろしくお願ひいたします。

山本委員長を始め委員の先生方におかれましては、日ごろから業務の実績の評価に関しまして、多大の御尽力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

領土問題をめぐる外交交渉の見通しは必ずしも明るいというわけではございません。返還運動も粘り強く、かつ効果的な継続が必要と考えておりますので引き続きよろしく御指導のほどお願ひ申し上げます。

○間瀬北対協理事長 北方領土問題対策協会理事長の間瀬でございます。評価委員会の先生方には日ごろより当協会の管理運営に御指導いただきまして、誠にありがとうございます。

今年3月には東日本大震災があつたわけでございますが、当協会も2つの大きな激震に見舞われました。その第1は、思いがけず昨年比1.7倍、金額にして約6億円の新規事業のための予算があつたことでございます。当協会は常勤の役職員合計わずか19名の小さな所帯でございます、職員を増やせない状況下で当協会の中でもこれで実行ができるのかと不安視をする声も出ましたが、せっかくなつていただいた予算でございますので、これまで予算がないためにできなかった新規事業を一挙にできるだけたくさん実現しよう、また、人が足りないところはアウトソーシングを使ってマンパワーを補充する、すなわち外部の業者の専門的な知識を活用するというのでこれを乗り切ろうということで、内閣府北方対策本部とも密接に連絡を取らせていただきまして、この事態に積極的に挑戦いたしました。その結果、新規事業につきましては入札による手続を経て既に発注も終え、現在、各業者とも来年3月の実現を目指して鋭意作業に取り組んでいるところでございまして、一部の事業は既に完了しております。

それから、激震の第2はまさしく東日本大震災の対応でございます。東北や北関東の各県が幹事県を務める各種事業が災害のためにできなくなったということで、急遽、代わってやってくれる府や県を西日本や日本海側から探さなければいけなかったということで、時間との闘いの中でこの作業を実施いたしました。

こうした一連の施策によりまして、期首に計画しました各事業はおかげさまで全部計画どおり実行することができましたし、また、新規事業も年度末までにはほぼ全てを完了できる予定でございます。

以上でございます。

ありがとうございました。

○山本委員長 それでは、業務執行状況の御説明を引き続きお願いいたします。

○川名北対協事務局長 私は北対協の事務局長川名でございます。

座って説明させていただきます。

「23年度の上半期の業務執行状況について」説明させていただきます。

資料の8を御覧いただきたいと思っております。

1 ページ目にあります業務運営の効率化についてであります。一般管理費は前期に比べまして7%の削減、そして、事業経費は毎年度、前年度の1%を削減するという中期目標、中期計画を立てております。資料ではそれらの計画を実行するための各種取組状況をまとめております。

2 ページ目でございますが、1者応札・1者応募やコンプライアンスについても取組を進めているということに記載しております。

3 ページ目からは当協会の柱の1つであります国民世論の啓発に関する事業についてであります。返還要求運動の推進としまして、計画では年間100回以上の適切な支援を行うこととしております。資料の実績数は8月の強調月間の実績が中心となっておりますが、来年2月にも強調月間がございます。この期間に各県民会議等関係団体の行事が集中しておりますので、例年どおり計画の100回以上を超える見込みであります。

それから、4 ページ下段の(イ)に前述の啓発事業や大会等への講師派遣としまして学識者や元島民の方々に講師として講演をお願いしております。こちら年間46件の計画を達成できる見込みであります。

5 ページから7 ページまでは返還要求運動関係の県民会議などの事業計画などにつきまして協議するため各種会議を開催するという計画を立てておりますが、これまでのところ計画どおり開催を行っているところであります。

8 ページからはより多くの方に領土問題あるいは返還要求運動の理解を深めていただくことを目的として進めております広報、啓発関連事業を記載しております。

9 ページにありますが、今年は特により若い層への啓発を目的としまして内閣府と共同で全国キャンペーンを実施しております。

9 ページ下段の啓発施設につきましては、3つある啓発施設のうち根室市の北方館と別

海町の別海北方展望塔につきまして 23 年度中に改修工事を行うということで現在工事を進めているところであります。

10 ページから 17 ページにかけましては、今中期の重点施策項目であります返還要求運動の後継者育成ということで、青少年や教育関係者に対しまして実施しました啓発事業をまとめております。

ページがちょっと飛びますが、16 ページでございます。下の欄にあります、今年度から新規に中学生を対象としました全国スピーチコンテストを実施するため、作品募集を行ったところであります。

また、17 ページですが、北方領土教育の充実ということで副教材ソフトの作成やデジタルコンテンツの充実化も進めております。

18 ページ中段から 24 ページにかけまして、私ども協会のもう一つの柱であります北方四島の交流事業について記載をしております。本年の交流事業は計画どおり実施をしまして全て終了をしております。

少し飛びますが、25 ページでございます。

25 ページにあります交流事業に使用する新たな船舶の確保につきましては、専門家により構成されました検討会議などを開催をしております、平成 24 年度供用開始に向けまして適切な進行監理を行っているところであります。

26 ページからは、元島民に対する援護の事業についてであります。元島民の研修会等への支援のほか、次のページに記載をしておりますが、北方領土関連資料情報発信事業などに支援を行っております。

また、27 ページに、援護の 1 つとしまして元島民による自由訪問、いわゆるふるさと訪問に対して支援を行い、計画どおり実施されております。

28 ページ下段からは融資事業の関係であります。今年度当初から貸付限度額等の一部見直しを実施しております。

29 ページ、30 ページには融資の内容や承継制度につきまして内容周知を徹底するために必要な相談会や融資説明会の開催を記載しております。

31 ページにはリスク管理債権の適正な管理ということで、電話や文書による督促、それから、実態調査等により延滞者対策に努めているところであります。9 月末現在のリスク管理債権は 1.88% でありまして、全国の金融機関の 21 年度平均リスク率の 3% 以下に抑制するという計画を達成しているところであります。

32 ページ中段以降の予算、人事に関するところは省略させていただきます。

また、33 ページの 7. 「(1) 施設及び整備に関する計画」につきましても、先ほど啓発施設に関するところで触れましたので省略いたします。

以上で報告を終わります。

○山本委員長 では、引き続き概算要求につきまして、お願いします。

○山本北方対策本部参事官 北方対策本部参事官の山本でございます。

資料9を御覧ください。

北対協の平成24年度の概算要求につきましては、所要額の算出に当たりまして、予算編成に係る内閣の方針を踏まえ、北対協の中期目標、中期計画等に基づきまして、来年度の業務の在り方を検討した上で運営費交付金の算定ルールに従って積算を行ったところでございます。

まず「Ⅰ 一般業務勘定」でございます。要求額は約13億6,500万円となっております。中ほどに新規要求の主なものが挙げられております。

①は、平成24年度から供用開始予定の後継船舶「えとぴりか」の就航に伴う備船経費増額分等の経費でございます。

②は、重点を置く若い世代に対する啓発活動ということで、返還要求運動原点の地、根室から自らの目で北方領土を実感していただく、あるいは元島民と意見交換を行う、そういったことのための新たないろいろな機会を提供する経費でございます。

③は、北方領土問題や返還要求運動に対しまして広く国民の理解と関心を得るために、北方領土に関するパネル展、元島民とのトークショーなど、イベント型のものを各都道府県単位で開催するための経費等でございます。

④は、長年、返還要求運動の先頭に立ってこられた元島民の方々ですが、大分高齢化もされておりますので、次代の運動を支える元島民後継者育成のための後継者組織の活動活性化を促進するための経費等でございます。

それから、次に「Ⅱ 貸付業務勘定」でございますが、要求額1億3,900万円です。本年度に比しまして若干減額要求でございますが、これは主に長期借入金の利子補給費について現在の利率に基づいて積算したところ減額になったというものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 資料8の18ページの「北方四島との交流事業の実施」ですが、これは大変重要なことの1つだと思うのですが、このアンケートの結果が簡単に表示してあるのもう少し詳しいことを。

それはどういうことかという、これは訪問した人と向こうに住んでおられるロシア人両方からアンケートを取られているように読めるのですが、まずそれを分けて知りたいなということ、もう一つは、これも有意義だったとか大変有意義だったとかということだけではなくて、もう少し具体的な内容があって、結論として大変有意義だったということになっていると思うのですが、その辺、どんなことをやられたのか教えていただければと思います。

○間瀬北対協理事長 ここでいう日本人参加者というのは日本側から島を訪問した方に対

するアンケート。それから、四島在住ロシア人参加者に対するアンケートというのは、現在、外務省予算で年2回、我々の場合には四島在住のロシア人を日本にお呼びしているのです。日本に来て帰るときに、今回の交流事業はいかがですかというようなことを聞いているのです。今、遠藤委員おっしゃるとおり、項目が幾つかありますが、ここでは結論がこれはそこしか書いていないのですけれども、今、私も手元にアンケートを持っていないので。

○遠藤委員 ちょっといいですか。

○山本委員長 はい。

○遠藤委員 なぜ伺っているかという、これが将来の返還のために大変いい形で交流が進められているということを証明するためには、ロシアの方が日本に呼ばれて大変有意義だったということではなくて、要するにその両方含めて交流しているということがそういう穏便に戻してくるのに都合がいい土壌を築くかどうかということがわかるような質問項目になっているとすごくいいのではないかなと思って伺っています。

○間瀬北方協理事長 例えばロシア人をこちらに受け入れるときの質問では、あなたはどの島に住んでいますか、性別は何ですか、四島交流は何回目の参加ですか、今回の訪問であなたの最も印象に残る行事あるいは日程は何だったですか、ということで、例えば日本の伝統文化、日本の科学技術とか、景色とか、そういうのがずっと並んでおります。輸送手段、食事、ホテルの便利さ、日本人の生活、若者の生活全般とか。それから、5番目に、今年は京都だったのですが、京都での交流事業全体についての感想はいかがですか。そのほか御意見がありましたら自由に書いてくださいというふうな格好にしております。

○山本委員長 ほかにございますか。

今の提起はアンケートを取る対象者は、お金を出して来ていただいた方ではなくて、現地に出迎えられて、交流されたロシア人も対象にされたらいいのではないかとかいうこととか、場合によっては自由記載欄なども設けて、有意義だったという中身についてももう少し具体的に書いていただくようなことも今後検討されたらいかがかという御提起だと思いますので、これはまた分科会で更に検討していただければと思います。

ほかに御発言はございますか。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 予算がかなり付いたそうなので、新規事業を幾つか行ったということですが、こちらの資料9が経費が最もかかる、ベスト4ということでしょうか？、また、これ以外にも何か行われたということでしょうか、この点を教えていただきたいと思います。

○山本北方対策本部参事官 すみません、資料9は来年度要求でございます。

○石川委員 では、今年度行った新規事業をいくつか教えてください。

○間瀬北対協理事長 新規事業で一番金額的に大きかったのは、全国キャンペーンと称して、主要7都市でロシアへ行って撮ってきたビデオを見せて、それに対してクイズ方式で

ロシアのことを分かってもらって、これは全く一般の人を対象にしております。それで最後に、日本とアメリカ・中国との間にはあるのに、日本とロシアとの間にないものは何だということ、平和条約というのを引き出して、そこで専門の解説委員が分かりやすく説明するというのを主要7都市でやりました。

そのほか、大震災を受けた青森県、岩手県、福島県、茨城県は除きましたが、それ以外のところの36府県で各都市の、基本的にはキャピタルシティで、それは一部簡素化はしておりますが、基本的には同じ内容でやっております。それが一番大きな項目で、これは今年もう終わっております。

それから、あと、私どもとしては、かねてから非常に古くなったソフトとか映像の資料、こういうものがなかなか予算が頂けなくてできなかったのですが、今回頂けましたので、約8種類新たにそういうビデオをつくりまして、しかも2分で上映できるもの、5分のもの、10分、15分、30分と分けましてやりました。

その中には、44名の元島民の声を全部顔を映しながらお話していただくという、高齢でだんだん御出演いただけなくなりますので、そのためのそういうのをつくったり、先ほどございましたような学校の副教材、先生方が北方領土を教えるときに使いやすいものとか、あとはスピーチコンテストということで、全国でスピーチの原稿を出してもらって、最後はスピーチでやってもらって一等賞には大臣賞を出すとかいうようなこともございます。あと、細かいことでは、貸出用の展示パネルというのがありますのですが、こんなのも直したかったのですが、もう半分色が変わったのを、今回はおかげさまで新しく、きちっとできるようになりました。そういうのがもろもろ入っております。

○石川委員 ありがとうございます。

○間瀬北対協理事長 はい。

○山本委員長 その特需はもう来年度はないわけですね。その6億円はないと。ただし、それを除外すると若干増額の要求をされているということですね。

ほかに何かございますか。

特にございませんようでしたら、北対協関係は以上とさせていただきます、引き続きよろしくお取組みをお願いいたします。

それでは、続きまして国民生活センター関係に移らせていただきます。

まず、国民生活センターから23年度上半期の業務執行状況、消費者庁から平成24年度の概算要求につきまして御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○野々山国民生活センター理事長 理事長の野々山でございます。本日はよろしくお願いいたします。

平成23年度上期における国民生活センターの執行状況につきましては、私の方で3点特徴的なところを申し上げて、詳しいことは理事の古畑から御説明差し上げたいと思っております。

第1点は、東日本大震災への対応、これを進めたということであり、被災地のセン

ター機能を支援するための「震災に関連する悪質商法 110 番」、あるいは弁護士や司法書士、建築士、税理士等の専門家の派遣、それから、現在、放射性物質検査機器の貸与事業というものを消費者庁と共同で進めているところであります。

第2点は、消費者の安心、安全に役立つ情報の迅速かつ積極的な提供を進めてきております。注意喚起の件数は中期計画では年間50件ということを目指しておりますけれども、上半期で、特に東日本大震災に関して力を入れた関係がありまして既に45件の情報提供をしております。その中には安愚楽牧場とか、茶のしずく等大型事件のものも入っております。

第3点は、当センターの在り方につきまして、昨年12月の独立行政法人見直しの基本方針の閣議決定を受けてこれの議論を進めてきたということであります。本年8月には、当センターの機能を基本的には全部消費者庁に移管、一元化する旨のとりまとめを、消費者庁とのタスクフォースの中でとりまとめをさせていただきました。ただ、これ以後も細野前大臣の指示で、一元化以外の方法を含めてさらなる検討、それから、先行的に取り組める事項につきましては試行を実施するというところで続けております。更にこれに対する検証の機会が設けられたところでもあります。本日も検証会議が開催されまして、基本的には当センターの機能を国の機関にすることが現実的であるというとりまとめをされたところでもあります。ただ、なお議論を尽くすべしという方向性が結論とされております。

当センターの在り方につきましては、今後更に議論が尽くされるというところでもありますけれども、私どもといたしましては、国民生活センターの持っている機能を確保し、更に充実させて、不十分と言われていた部分につきましても、その課題を認識してこれを克服しながら、在り方の議論に関与して、更に毎日の業務に取り組んでいきたいと思っております。

あと、具体的な執行状況については古畑理事から説明させていただきます。

○古畑国民生活センター理事 国民生活センター理事の古畑でございます。どうぞよろしく申し上げます。

着席して説明させていただきます。

お手元の資料10「平成23年度上半期業務執行状況」をごらんくださいませ。

まず「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」としては、一般管理費は前年度比3%以上、業務経費については前年度比1%以上の経費の削減を行うという目標に対し、実績としては、右の欄の執行状況に移りますけれども、一般管理費、業務経費につき、それぞれ対前年度97%、99%という予算額の中で実施計画予算を策定し、効率的、効果的な予算執行をしているところでございます。

次に人件費ですが、総人件費については5年間で5%以上削減を行うという計画、具体的には右の欄にありますように、対前年度比98.8%という予算枠の中で効率的、効果的な予算執行をしているところでございます。

給与水準でございます。右の欄に平成22年度の実績を載せているところでございます。

けれども、一昨年6月よりホームページ公表しておりますが、昨年度は、既に御報告のとおりラスパイレス指数は年齢・地域・学歴勘案指数で100.1%と順調に下げてきてまいっております。

次のページでございます。

随契の見直しについてでございますけれども、着実に実施をしております。20年度～22年度までの契約件数、契約金額の推移は表中のとおりでございます。また、契約監視委員会を開催し、既に締結した契約の競争性及び透明性について審議いただいております。

「保有資産の有効活用」でございます。市場化テストを通じて有効活用を図るということですが、平成22年12月7日閣議決定に基づき、独法の事務・事業の見直しの基本方針として、相模原事務所の研修施設としての廃止の具体化について検討するという目標に対し、24年度の外部利用については、現時点では予定をしております。

次に「2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の最初の項目、消費生活情報の収集・分析・提供、PIO-NETの刷新等でございますけれども、使い勝手を改善するため2次開発を進め、9月末までに開発を完了し、10月3日改善版の運用を開始したところでございます。

次のページ、3ページに移らせていただきます。

今年度の追加配備（4次配備）につきましては消費者庁と協議の上、10月12日に要望調査を送付しておりまして、年内に配備先を決定予定でございます。

次に相談員の入力負担を改善することについてでございますけれども、PIO-NETの自然言語データを利用したデータ解析技術に関する研究業務、企画競争の企画提案会を6月に実施し、産業技術総合研究所を選定し、7月に契約を締結、調査研究に着手しております。

次に「早期警戒指標の整備」についてですが、中央省庁、地方公共団体に対し、早期警戒指標、これは急増指標、特商法指標の2つございますけれども、定期的に提供しております。

次に、PIO-ALERTの安定的な稼働を図ることとという目的に対してでございますけれども、安定的な可動に努めているところでございます。今後ユーザー数の拡大を順次実施予定です。

次に「事故情報データベースの整備」ですが、安定的な稼働に努めています。テキストマイニングの試行導入を決定し、これも消費者庁と連携しつつ、テキストマイニングによるデータ分析を開始したところでございます。

次に「消費者トラブルメール箱」ですが、寄せられる情報のうち重要度の高いもの26件につき、消費者へのアドバイスなどをホームページに掲載しております。

次に調査研究についてですが、「身の回りの危険と安全への対応」をテーマに国民生活動向調査を実施いたしております。震災があった関係で、震災後半年、防災月間期間中の9月22日に速報版として報道発表し、ホームページに掲載してございます。

次のページでございます。

次に「(2) 国民への情報提供の強化」でございますけれども、PIO-NETで収集される情報を迅速に分析してとりまとめという目標に対し、記者説明会を月2回以上開催し、年度上期には、次ページにわたりますけれども、以下の45件の情報提供を実施したところでございます。右欄に1～45まで記載されてございます。

冒頭、理事長からお話がありましたように、本年度は、安愚楽牧場とか、小麦加水分解物を含む石鹼の経皮使用の後の小麦粉経口摂取によるアナフィラキシーショックなどございましたので、件数的には大きくなっております。

次に、6ページでございます。

「国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む」ということでございますけれども、右の欄のとおり15件の公表をいたしております。

次に「②ホームページ、出版物、テレビ番組による情報提供」ですけれども、ホームページのアクセシビリティ向上に向け、障害者による評価を、これは11月までということでございますけれども、実施中でございます。

ホームページ公表については、右の欄に記載のとおり機動的に情報提供を実施しているところでございます。特筆すべきこととしては、当センターを語った商法が今年数件ございまして、国民生活センターを名乗り、相談、返金手続を勧める電話、私どもの名前を語ることが数回ございましたので、これも適宜注意喚起に努めてまいっております。

7ページでございます。出版物でございますが、「月刊国民生活」、これは月刊誌でございますけれども、消費者問題で話題となっているテーマについて特集等を企画し、定期発行しております。特集については右の欄に5月号～10月号まで記載のとおりでございます。

左の欄、「くらしの豆知識」を年1回発行するということですが、視覚障害者のためのデジ版も作成ということで、デジ版というのは視覚障害者が読めるような、デジタル・アクセシブル・インフォメーションシステムの略ということですが、大震災に備える」とした特集を組み、2012年度版を9月に発行してございます。

次に「ウ. 高齢者や障害者等への情報提供」でございますけれども、「見守り新鮮情報」を14回、子ども版「子どもサポート情報」を6回発行しました。

次に8ページに移らせていただきます。

「③消費者庁の行う注意喚起への協力」でございますが、主に3.11関連でございまして、右の欄のとおり、被災者支援を名目とした温泉付き有料老人ホームの利用権の買取等と、2～5までは「震災に関連する悪質商法110番」ということで、開設後1か月、2か月、3か月を冊子にまとめてござます。

次に「(3) 苦情相談の充実・強化」でございますけれども、経由相談につき、特商法、金融・保険、情報通信の専門チームにおいて、難航する消費者トラブルの解決に取り組んでいるところでございます。

年度上期には 3,355 件の経由相談を受け、消費者生活センターとの共同処理、移送を受けて事業者との交渉を実施しているところです。

次に、「消費者ホットライン」を利用した地方支援ですけれども、話中のバックアップを実施するというので、メッセージが流れるわけですが、消費者ホットラインで平日に都道府県・政令市の消費者生活センターが話中でつながらなかった場合、それを平日バックアップ相談というふうに申ししておりますけれども、6月20日から実施しております。年度上期 179 件の相談を受付けました。

土日祝日相談につきましては、年度上期 4,161 件苦情相談を受付けてございます。

次、9 ページですけれども「②個人情報の取扱いに関する苦情相談」、これは直送を廃止した関係で、経由相談から入ってくるものでございますけれども、年度上期に 125 件の苦情相談を受付けてございます。

次に ADR、「(4) 裁判外紛争解決手続の実施」でございますが、年度上期に 69 件の申請を受け、和解の仲介手続を実施しているところでございます。

次に「(5) 関係機関との連携」についてですけれども、まず消費者庁との連携については、消費者事故等の速やかな消費者庁への通知に務めているところでございます。

また、庁と随時、事案検討タスクフォースを開催し、情報共有するというので、タスクフォースの結論を踏まえ、試行を 10 月より実施しているところでございます。

下の欄の消費生活センターでございまして、PIO-NET 運営に関する情報や早期警戒指標を「消費者行政フォーラム」に継続して掲載しております。

次のページでございます。

消費生活相談緊急情報でございまして、毎月 2 回「消費者行政フォーラム」に掲載しております。製品関連事故情報についても毎月 1 回「消費者行政フォーラム」に掲載しております。

国の行政機関でございまして、行政機関からの PIO-NET 情報の提供依頼に対応ということで、上期 358 件対応をしております。

他の独法との連携でございまして、NITE とは定期的にテレビ会議や意見交換会を実施しております、FAMIC とも実施しているところでございます。栄養研については上期ではございませんけれども、この下期に第 1 回目を済ませたところでございます。また、独法の事務・事業の見直しの基本方針の指摘を受け、NITE 及び FAMIC との間で協議を行い、原契約があったわけですが、改めてそれを補完する形で 5 月 17 日に協定を締結しております。

「法令照会への対応」は上期、裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体からの法令に基づく照会ということで 311 件対応しております。

「情報公開」は年度上期 735 件でございます。

次に「(6) 研修の充実」ですけれども、「①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化」ということで、上期 31 コースを実施しております。

次に「②消費生活専門相談員資格認定制度」でございますけれども、1次試験問題の過去5年分をホームページに掲載するとともに、これも下期に入るわけですが、1次試験、10月1日に、15か所以上という目標に対し26か所で実施し、1,137名の受験申込みを受付けたところでございます。また、資格取得者の能力の維持向上を図るため東京、名古屋、大阪、福岡で更新講座を開催し、計325名に受講していただいております。

「③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入」は、カリキュラムや講師の検討など所定の準備に着手しているところでございます。

次に「(7)商品テストの強化」ですけれども「①生活実態に即した商品テストの実施」という目標に対し、上期には95件の商品テストを実施し、うち6件を公表してございます。欄内に記載のとおり公表案件でございます。

「消費者事故等の原因究明を図るため」という目標については、重大事故に関する相談解決のためのテスト2件を消費者庁に情報提供し、また、庁からの依頼により2件のテストを実施したところでございます。また、庁と共同で医療機関ネットワーク事業を運営してございます。

テストの課題設定成果については、商品テスト分析・評価委員会というものを開催しているわけでございますが、11回開催したところでございます。

次に「②商品テストの効率的な実施」についてですけれども、44項目につき外部の試験研究機関等にテストを委託し、主な実施事例は下記の欄中に記載の定型的専門性の高いテストの内容でございます。

次、13ページでございます。

「③商品テスト実施機関の情報収集・提供」ですけれども、テスト実施262機関に関する情報をホームページに掲載し、情報提供しております。

「(9)地方公共団体に対する支援」でございますけれども、巡回訪問事業を実施しておりまして、年度上期には42都道府県412市町村、499名の消費生活相談員による巡回訪問を実施しました。本年度は3.11の関係もございまして、被災地における相談窓口の支援ということで、専門家派遣、法テラスとの連携等、表中記載のように実施しているところでございます。

予算、短期借入金、重要な財産処分等に関する計画、剰余金の使途などは、上期として御報告させていただく項目は特段ございません。

以上でございます。

○山本委員長 それでは、概算要求の方も、よろしく申し上げます。

○林消費者庁地方協力課長 それでは、お手元の資料11に従いまして24年度予算の概算要求状況について御報告をさせていただきます。

国民生活センターの運営費交付金の算定に当たりましては平成24年度予算の概算要求組替え基準等々に基づきまして算定を行っておるところでございます。政府全体として政策的経費の厳しい縮減が求められる中で、支出、特に業務経費の効率化に努力をしてい

ただいたということでございます。

1つ目の収入でございますけれども、これは本年度、相模原の研修施設の廃止を行ったことに伴いまして、宿泊収入の減が見込まれておりますので、この減分を反映させた数字とさせていただきます。

それから、支出につきましては、業務的経費について効率化係数 87.1%ということでございます。この中身としては、パンフレットのシステム冊子に伴いまして、これまで予算計上させていただいておりましたシステム開発に係る経費の削減や医療機関ネットワークの委託経費についての縮減、それから、私どもは消費者庁から国民生活センターに対して製品等に係るテストの依頼を行うための予算も計上させていただいておりますけれども、この実績との差額分についての減分といったことを見込んで、全体として 87.1%ということにさせていただきました。この結果として、2億 3,100 万円余の業務経費の削減とさせていただきます。

そのほか、一般管理費については-3%、人件費については退職手当を除いて-1%ということ効率化係数を計上させていただいております。全体として運営費交付金は、この支出と収入の差額ということで、28億 3,000 万円余ということで要求をさせていただきます。

以上でございます。

○山本委員長 それでは、ただいまの 23 年度上半期業務執行状況と概算要求につきまして御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

特にございませんでしょうか。

今日は非常に時間が押していますので、いろいろ伺いたい点はまた分科会で伺いますが、1点だけ。業務実績の3ページの「調査研究」は中身的には去年のリカバリーを挙げておられるということですか。

○古畑国民生活センター理事 そうです。昨年度、調査会社の入札につきましては御心配をおかけしましたけれども、しっかりと層化二段無作為抽出をできる場所を選定し直し、的確に実施したということです。

○山本委員長 実質 23 年度の案件と伺いましたが、24 年度は何か計画されているかどうか、そこはいかがですか。

計画はない。

○古畑国民生活センター理事 24 年は計画してございません。

○山本委員長 そこは努力されることを私たちとしては期待したいと思います。やはり若干問題になり得る可能性がありますので、その点だけ指摘させていただきます。

○古畑国民生活センター理事 了解しました。

○山本委員長 ほかに御質問等ございますか。

それでは、続きまして、国民生活センター関係につきましては中期計画の一部変更の件がございます。これにつきまして消費者庁から御説明をお願いいたします。

○林消費者庁地方協力課長 それでは、お手元の資料 12、資料 13 に従いまして御説明をさせていただきますと思います。

今回、御審議をお願いしております中期計画の一部変更については、平成 20 年度の第 2 次補正予算で特に地方消費者行政への支援ということで、運営費交付金として約 89.7 億円を措置していただきまして、平成 24 年度末までの事業執行見込み額を除いた約 58.4 億円、これがある種、余剰になっている部分なのですけれども、これを平成 23 年度末までに前倒しで国庫返納するというにさせていただきますと思っておりまして、それに伴う中期計画の変更を行わせていただきたいというものでございます。

ちょっと後先になりますけれども、下の方に、行政刷新会議における議論の経過を記載させていただきます。御存じのように今、行政刷新会議の中では独立行政法人改革に関する分科会が設けられておりまして、この中で各独立行政法人についてのヒアリングが行われておりました。私ども国民生活センターの関係についても去る 10 月 4 日にこの分科会の下に置かれたワーキンググループでのヒアリングが行われまして、この中で運営費交付金についての額の指摘がございまして、これを受けてワーキンググループ、あるいは事務局との調整を行った結果、この分科会から出た中間報告の中でも、この 20 年度の第 2 次補正予算で措置をしていただいたもの、これに由来して現在、国民生活センターに残っている約 80 億円余の運営費交付金のうち、24 年度末までの必要見込み額を除いたものを基本的に国庫に返納する、更にその 24 年度末までに残高がある場合にはその時点で国庫に返納するということが報告をされております。

これについては、もともと予算措置をされたときには、地方消費者行政の支援という中で、専門家派遣などの取組みをしていくということで必要額を措置させていただいたわけですが、一方で当初見込んでいた新たな市町村での消費生活センターの開設に伴う支援に必要な人員が、もともとの見込みよりも、やはり少し需要が伸びなかった。一方でその後の震災などの関係もありまして、今現地の生活再建相談の体制をつくるために弁護士の方、あるいは司法書士の方、あるいは建築士の方、いろいろな専門分野の専門家を現地に派遣をして相談体制を構築する、あるいは最近では放射能検査機器を国民生活センターで調達をいたしまして地方自治体に配分をするといった新たな取組みも進めております。

こうしたことに必要な予算はあらかじめ残した上で、なお残る部分について今回返納をお願いをしたい。その内訳につきましては、中ほどに「参考 1」ということで、平成 21 年度、22 年度の実績、23 年度の見通し、あるいは 24 年度における執行見込みも含めまして残余の計算をさせていただきます。

この額を返納するに当たりまして、計画の変更ということで対応させていただきますというのが趣旨でございます。この変更案につきましては資料 13 をごらんをいただきたいと思っております。

この資料 13 につきましては、中期計画の新旧対照表の形で御用意をさせていただきます。

まず、1 ページ目でございますけれども「5. 不要財産の処分に関する計画」というのを項目として入れさせていただいております。

これにつきましては、内容的に書いてございますように、補正予算で措置された生活対策、このうちの消費者政策強化対策に係る経費、これが先ほど申し上げた経費でございますけれども、このうちの24年度末までの所要見込み額を除いた額を23年度中に国庫納付するという、返納を行うための根拠の規定というのを計画の中にも明記をさせていただいたというものでございます。

更に2 ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、2 ページから3 ページにかけて中期の計画予算と収支計画が掲げてございます。中期計画予算につきましては、この改正後の方をごらんをいただきますと、支出のうち国庫納付金というものを立てさせていただいて、額としては58億3,700万円という額を入れさせていただいております。これに相当する額を業務経費の中から減をさせていただいております、112億8,500万円という形で立てさせていただいているということでございます。

それから、3 ページ目をごらんをいただきますと、費用の部、収益の部それぞれ変更を行っております。特に業務経費のうちから58億3,700万円余に相当する部分を減額をさせていただいている。これに伴って費用の部、それから収益の部の運営費交付金収益の部分につきましても同様の額を減額させていただいているというものでございます。

私からは以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

本件は当委員会の審議事項ということですので、御意見をいただき、御了承をいただければと考えております。

特に御発言ございますでしょうか。

どうぞ、遠藤委員。

○遠藤委員 こんなに余ってしまうというのはどういうことなのですか。

○山本委員長 分科会との分掌上は、これは中期計画の一部変更に当たりますので、当委員会の審議事項であります。一応分科会の方でも検討いたしまして、御説明を伺って分科会としては返すべきではないかということになりましたので、私の方からも簡単に御説明します。

この20年度の第2次補正予算で各政策分野でいろいろな予算が付きまして、消費者政策の部分でも、地方の消費者政策活性化ということで、各地の消費生活センター未整備のところも是非地方自治体に頑張ってもらって消費生活センターを設置していただいて、そこに国民生活センターが7万件ぐらい、巡回員という形で専門家を派遣する、そういう見込み等で予算がかなり付いたわけでございます。

ところが、予想に反して、各地の自治体ではそんなに消費生活センターを立ち上げなかった。つまり、これは各地の相談員とか職員とか人件費のカバーをするものではありませんので、期間限定のこの予算が付いたから直ちに消費生活センターを立ち上げることには至

らず、したがって、この派遣の方の予算も十分に執行ができなかった。ただし、先ほど御説明ありましたように、震災関係でいろいろ専門家派遣とか、放射能測定機器等の方に回すことができましたが、それでもやはりこれだけ残ってしまった。それで、24年度で14億円使うとしても、それでも残る分はやはり前倒しで返さざるを得ないであろうということで、今、案が出されているということでもあります。

○遠藤委員 余ったものは返してもらえばいいのですけれども、もともとやろうと思っていたことがやられなかったということですよ。

○山本委員長 そうです。

○遠藤委員 そうすると、やろうと思っていた目的があるわけですよ。何をやるということではなくて、何のためにやるという。要するにそれをやらなくても消費者、国民に不具合、不自由をかけないで済んでいるということならば、やらなくていいわけです。しかし、それを残したまま、やることをやらないのだったら問題なわけですよ。だから、そのところはいかなものなのかなということですよ。

○山本委員長 ではその点につきましては、消費者庁の方から。

○林消費者庁地方協力課長 先ほど山本委員長の方からも御説明をいただきましたけれども、一番大きな要因は、新しく新設をされます消費生活センター、ここではなかなか熟練の相談員さんの手配ができないということもあって、国民生活センターで熟達した相談員さんを確保して、当初立ち上がり期間については各地の消費生活センターにそうしたベテランの相談員さんに巡回をしていただいて、一緒に相談に乗っていただくことでOJTの形で新しいセンターの相談員の皆さんにスキルを付けていただくということで、この需要を、先ほどの委員長のお話にもありましたけれども年間約7万回、これは人日ですけれども、程度の需要を見込んでこれに相当する人件費や旅費というものを確保しておりました。

実際にはこの間、平成21年度から集中育成強化期間ということで、地方自治体にもこの20年度の補正予算、あるいは翌年度の21年度の補正予算で総額223億円の基金を造成していただきました。この資金を使って、ほとんど当初は県あるいは政令市や中核市程度までであった消費生活センターについてもその他の周辺の市町村にも広がってきていることは事実でございます、消費生活センター、それから、その相談窓口というものの新設は、私どもとしてはかなり進んだと思っております。

ただ、これに伴って専門家の派遣、これも別途の事業として組ませていただいていたわけですが、これを御利用いただく需要が当初想定していたよりもやはり回数という点でも少なかったということがありますし、あと、実際のやり方として、当初の予定、見通しとしては、やはり大都市部にそうしたベテランの方は多いただろうということで、東京から各地に、あるいは大阪から各地にというような。

○遠藤委員 済みません。時間が押しているのです、簡単に、私が質問したことに答えていただけますか。要するにやろうと思ったことをやらないで済む状態だったのか、やらなければいけないことをやり残してしまっているのかということなのです。

○林消費者庁地方協力課長 その意味では、地方公共団体の需要に応じてこれは行っておりますので、地方公共団体の需要が満たせてないということではありません。

○遠藤委員 それだったら安心なのです。

○山本委員長 よろしゅうございますか。

今のお話は、恐らく、国民生活センターの在り方等の議論に関して、国民生活センターの非常に重要な業務は地方支援ですから、更にどういう形で再構築して地方支援を実施していくかということにもつながるかと思っておりますので、また、次の議題の中で御補足いただければと思っておりますが、今の中期計画の変更につきまして更に何か御発言はございますか。

特にございませんようでしたら、遠藤委員から貴重な御質問をいただきましたけれども、中期計画の変更につきましては特に異議なしと認め、当委員会として了承することとさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

続きまして、「国民生活センターの在り方の見直しに関する検討状況」につきまして、消費者庁の方から御説明をいただきます。

○林消費者庁地方協力課長 お手元に資料 14 をお配りをしております。本日 11 時から第 7 回の国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議を開催をいたしまして、その中で、座長からお示しをいただいた中間取りまとめ案でございます。本日これを御議論いただきまして、中間取りまとめをしていただきました。

今日お配りをしております資料は冒頭に配付をいたした資料で、ここから中間取りまとめの過程では変更がございました。かなり修正が入っております。ポイントだけ申し上げます。

最後 4 ページに「5. 結論」というところがございます。その最初のパラグラフで「消費者行政全体の強化のため、国民生活センターの各機能を、新たな法人制度ではなく国へ移行することが最も現実的と考えられる」という表現がございます。この部分について「最も」というのが削除をされております。

それから、3 つ目のパラグラフに「政府から独立した法人」という記述があるかと思っております。これは、この検証会議の場で国への移行、あるいは行政刷新会議から示された法人類型とは別の新たな法人組織というのにも検討すべきではないかという御意見がございまして、この取扱いについての記述でございますけれども、この部分については「政府から独立した法人との考え方についても、選択肢の 1 つとして留意すべきである」という表現に修正をされております。

それから、最後の「以上を踏まえ」というところの結論に当たる部分でありますけれども、ここについては「来夏までに」というところがあるかと思っておりますが、ここが「消費者庁、消費者委員会、(独) 国民生活センターその他の消費者行政に係る体制の在り方について結論を得る」という記述に変更がされております。下に 2 つポツがありますが、これは削除されておまして、その内容が本文の中に盛り込まれたという形になっております。

最終的な結果から申し上げますと、趣旨としては新たな法人制度への移行ではなく、国に移行することが適当であるという結論をいただいた。その際に、先ほど御紹介をいたしました政府から独立した法人というものについてもその趣旨を留意してほしいというのが検証会議としての結論だったということでございます。

以上でございます。

○山本委員長 時間の限られている中で大変短く御説明いただきましたので、おわかりになりにくい点もあるかと思いますが、何か御質問ございますか。

どうぞ、平澤委員。

○平澤委員 国民生活センターの中の職員の方がかなりスキルを高めている、専門家が集積しているのではないかと思っているわけですが、国へ移行する、つまり行政組織の中に入るということですね。その場合に、そういうスキルの集積が可能なのかどうかというところに多少疑問があるのですが、その辺の議論はいかがでしたか。

○山本委員長 では、これも消費者庁からお願いします。

○林消費者庁地方協力課長 この中の議論におきましては、今、御指摘のありましたような人的な資源を、いかにキャリアパスも含めて確保し、これからの育成をしていくのかというのは非常に重要な視点として指摘がございました。国への移行ということを検討する中でも、そうした人事任用、運用といったことはきちっと確保すべきであるという御意見がございましたので、趣旨は必ずしも明確になっているわけではありませんが、今日お配りをした資料の1ページ目に「(独) 国民生活センターの各機能の相互補完性・一体性が確保されるよう組織や人事の在り方を構築すること」ということが記載されてございまして、やはり国へ移行した場合にも今、国センが果たしている機能、こういったものが失われなような組織、人事を構築していくべきということを記述させていただいております。

○山本委員長 国民生活センターの職員の方が仮に国に入られて、国への移行の方法の案がさらに3種類ぐらいあって非常に複雑なのですけれども、いずれにせよ仮に消費者庁に一元化したことになれば、消費者庁にずっとおられる。だから、今、消費者庁の今の職員の方は各省庁から一時来られて、また戻られるというのですけれども、国民生活センターから来られる方はずっと消費者庁にいるということです。そういう意味ではスキルは集積されるというふうに私は理解しています。

ただ、その選択肢だけではなくて、他の選択肢もあり、また、政府から独立した法人も選択肢の1つとして留意すべし、そして、来夏までに結論を得るよう進めるべきということでもありますので、まだいろいろ議論は続きそうだということの御報告をいただいたということかと思えます。

ほかに御質問ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

そういたしましたら、センターにおかれましては、先ほど私も細かいことで注文したと思われるかもしれませんが、評価委員会としては、まだ独法が続く以上、評価の仕

事はこれまでどおりしっかりやらせていただきますので、大変だとは思いますがけれども是非更に御尽力をいただければと思いますし、また、この国センの在り方につきましても、私どもにもまた適宜役所の方からも情報等ご提供いただければと思います。

それでは、国セン関係につきましては以上で終了とさせていただきたいと思います。

今後の予定、次回開催等につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○池永政策評価広報課長 資料 15 をごらんください。次回の評価委員会は来年の 3 月 29 日木曜日 14 時からでございます。よろしくお願いいたします。

議題は、沖縄機構の 23 年度の業務実績評価、中期目標期間業務実績評価を決定していただきます。北対協と国センにつきましては、25 年 3 月末に第 2 期中期目標期間が終了しますので、その場合、24 年度に仮評価をすることになりますので、その進め方を確認していただくこととなります。

先生方には大変お忙しい中ではございますが、次回も御出席賜りますようお願いいたします。

以上です。

○山本委員長 それでは、長時間にわたり御審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして委員会を終了させていただきます。